



平成 21 年 2 月 5 日

各 位

会 社 名：株 式 会 社 大 京
代 表 者 名：代表執行役社長 田代 正明
コ ー ド 番 号：8840 東証・大証第 1 部
問 い 合 わ せ 先：執行役グループ広報部長 落合 英治
TEL：03-3475-3802

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日（平成 21 年 2 月 5 日）開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 21 年 3 月 3 日開催予定の各優先株主による種類株主総会ならびに平成 21 年 3 月 4 日開催予定の臨時株主総会および普通株主による種類株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

(1) 「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」（平成 16 年法律第 88 号、以下「決済合理化法」という）が平成 21 年 1 月 5 日に施行されたことに伴い、以下のとおり変更を行うものであります。

ア. 決済合理化法附則第 6 条第 1 項により、同法の施行日をもって当社の株券を発行する旨の規定を廃止する定款変更決議をしたものとみなされておりますので、当該規定を削除するとともに、単元未満株式に係る株券に関する規定および株券喪失登録簿に関する定めについても削除するものであります。

ただし、会社法第 221 条により、決済合理化法の施行日の翌日から 1 年間は株主名簿管理人が株券喪失登録に係る事務を取り扱いますので、経過措置として、その旨附則を設けるものであります。

イ. 決済合理化法附則第 2 条により、「株券等の保管及び振替に関する法律」（昭和 59 年法律第 30 号）が廃止されたことに伴い、「実質株主」および「実質株主名簿」に関する定めを削除するものであります。

(2) 財務基盤の強化を図り、安定した経営基盤を構築することを目的として、第 7 種優先株式、第 8 種優先株式の発行を可能とするため、新たな株式の種類として第 7 種優先株式、第 8 種優先株式を追加し、当該株式に関する規定を新設するほか、所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための各優先株主による種類株主総会開催日	平成 21 年 3 月 3 日（火）	（予定）
定款変更のための臨時株主総会 および普通株主による種類株主総会開催日	平成 21 年 3 月 4 日（水）	（予定）
定款変更の効力発生日	平成 21 年 3 月 4 日（水）	（予定）

以 上

別紙

(下線は変更部分を示しております)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(発行可能株式総数)</p> <p>第 6 条 当社の発行可能株式総数は、12 億 4,100 万株とし、このうち <u>11 億 9,100 万株</u>は普通株式、<u>1,000 万株</u>は第 1 種優先株式、<u>1,500 万株</u>は第 2 種優先株式、<u>2,500 万株</u>は第 4 種優先株式とする。</p> <p>(株券の発行)</p> <p>第 7 条 当社は、株式に係る株券を発行する。 (単元株式数および単元未満株券の不発行)</p> <p>第 8 条 当社の普通株式ならびに第 1 種優先株式、第 2 種優先株式および第 4 種優先株式の単元株式数は、1,000 株とする。</p> <p>2. <u>当社は、前条の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規程に定めるところについてはこの限りでない。</u></p> <p>(単元未満株式についての権利の制限)</p> <p>第 9 条 当社の株主 (実質株主を含む。以下同じ。) は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>(1) 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利</p> <p>(2) 会社法第 166 条第 1 項の規定による請求をする権利</p> <p>(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当てまたは募集新株予約権の割当てを受ける権利</p> <p>(4) 次条に定める請求をする権利</p> <p>(単元未満株式の売渡請求)</p> <p>第 10 条 (条文省略) (株主名簿管理人)</p> <p>第 11 条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>2. 当社は、選定した株主名簿管理人およびその事務取扱場所を公告する。</p> <p>3. 当社の株主名簿 (実質株主名簿を含む。以下同じ。)、新株予約権原簿および株券喪失</p>	<p>(発行可能株式総数)</p> <p>第 6 条 当社の発行可能株式総数は、12 億 4,100 万株とし、このうち <u>11 億 5,240 万株</u>は普通株式、<u>1,000 万株</u>は第 1 種優先株式、<u>1,125 万株</u>は第 2 種優先株式、<u>1,875 万株</u>は第 4 種優先株式、<u>2,500 万株</u>は第 7 種優先株式、<u>2,360 万株</u>は第 8 種優先株式とする。</p> <p>(削る)</p> <p>(単元株式数)</p> <p>第 7 条 当社の普通株式ならびに第 1 種優先株式、第 2 種優先株式、<u>第 4 種優先株式、第 7 種優先株式および第 8 種優先株式</u>の単元株式数は、1,000 株とする。</p> <p>(削る)</p> <p>(単元未満株式についての権利の制限)</p> <p>第 8 条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>(1) 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利</p> <p>(2) 会社法第 166 条第 1 項の規定による請求をする権利</p> <p>(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当てまたは募集新株予約権の割当てを受ける権利</p> <p>(4) 次条に定める請求をする権利</p> <p>(単元未満株式の売渡請求)</p> <p>第 9 条 (現行どおり) (株主名簿管理人)</p> <p>第 10 条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>2. 当社は、選定した株主名簿管理人およびその事務取扱場所を公告する。</p> <p>3. 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備え置きその他の株主名簿お</p>

登録簿の作成ならびに備え置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取り扱わない。

(株式取扱規程)

第12条 (条文省略)

(第1種優先株式)

第13条 当会社の発行する第1種優先株式の内容は、次のとおりとする。

(剰余金の配当)

1 当会社は、第42条に定める毎年3月31日を基準日とする剰余金の配当（以下本章において「期末配当」という。）を行うときは、第1種優先株式を有する株主（以下「第1種優先株主」という。）または第1種優先株式の登録株式質権者（以下「第1種優先登録株式質権者」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）または普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、第1種優先株式1株につき、年40円を上限として、当該第1種優先株式発行に際し取締役会の決議で定める額の剰余金の配当（以下「第1種優先配当金」という。）を行う。

ある事業年度において第1種優先株主または第1種優先登録株式質権者に対して行う期末配当の額が第1種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

当会社は、期末配当において、第1種優先株主または第1種優先登録株式質権者に対し、第1種優先配当金を超えて配当は行わない。

(第1種優先株主に対する期末配当以外の配当)

2 (条文省略)

(第1種優先株主に対する残余財産の分配)

3 (条文省略)

(第1種優先株主の議決権)

4 第1種優先株主は、株主総会において議決権を有しない。ただし、平成16年4月1日以降、期末配当において第1種優先株主が優先的配当を受ける旨の報告事項または議案

よび新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取り扱わない。

(株式取扱規程)

第11条 (現行どおり)

(第1種優先株式)

第12条 当会社の発行する第1種優先株式の内容は、次のとおりとする。

(剰余金の配当)

1 当会社は、第43条に定める毎年3月31日を基準日とする剰余金の配当（以下本章において「期末配当」という。）を行うときは、第1種優先株式を有する株主（以下「第1種優先株主」という。）または第1種優先株式の登録株式質権者（以下「第1種優先登録株式質権者」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）または普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、第1種優先株式1株につき、年40円を上限として、当該第1種優先株式発行に際し取締役会の決議で定める額の剰余金の配当（以下「第1種優先配当金」という。）を行う。

ある事業年度において第1種優先株主または第1種優先登録株式質権者に対して行う期末配当の額が第1種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

当会社は、期末配当において、第1種優先株主または第1種優先登録株式質権者に対し、第1種優先配当金を超えて配当は行わない。

(第1種優先株主に対する期末配当以外の配当)

2 (現行どおり)

(第1種優先株主に対する残余財産の分配)

3 (現行どおり)

(第1種優先株主の議決権)

4 第1種優先株主は、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。ただし、平成16年4月1日以降、期末配当において第1種優先株主が優先的

が定時株主総会に提出されないときはその総会から、その議案が定時株主総会において否決されたときはその総会の終結の時から期末配当において優先的配当を受ける旨の取締役会または定時株主総会の決議がある時まで、議決権を有するものとする。

(株式の併合または分割等)

5 (条文省略)

(第1種優先株式の取得請求権)

6 (条文省略)

(第1種優先株式の取得条項)

7 (条文省略)

(第1種優先配当金の除斥期間)

8 第43条の規定は、第1種優先配当金の支払いについて、これを準用する。

(第2種優先株式)

第14条 当社の発行する第2種優先株式の内容は、次のとおりとする。

(準用条文)

1 第13条第1号ないし第3号および同第5号ないし同第8号の規定は、第2種優先株式にこれを準用する。

(第2種優先株主の議決権)

2 第2種優先株主は、株主総会において議決権を有しない。

(第4種優先株式)

第15条 当社の発行する第4種優先株式の内容は、第13条第1号ないし第3号、同第5号ないし同第8号および第14条第2号の規定を準用する。

(新設)

配当を受ける旨の報告事項または議案が定時株主総会に提出されないときはその総会から、その議案が定時株主総会において否決されたときはその総会の終結の時から期末配当において優先的配当を受ける旨の取締役会または定時株主総会の決議がある時まで、議決権を有するものとする。

(第1種優先株式の併合または分割等)

5 (現行どおり)

(第1種優先株式の取得請求権)

6 (現行どおり)

(第1種優先株式の取得条項)

7 (現行どおり)

(第1種優先配当金の除斥期間)

8 第44条の規定は、第1種優先配当金の支払いについて、これを準用する。

(第2種優先株式)

第13条 当社の発行する第2種優先株式の内容は、次のとおりとする。

(準用条文)

1 第12条第1号ないし第3号および同第5号ないし同第8号の規定は、第2種優先株式にこれを準用する。

(第2種優先株主の議決権)

2 第2種優先株主は、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。

(第4種優先株式)

第14条 当社の発行する第4種優先株式の内容は、第12条第1号ないし第3号、同第5号ないし同第8号および第13条第2号の規定を準用する。

(第7種優先株式)

第15条 当社の発行する第7種優先株式の内容は、次のとおりとする。

(剰余金の配当)

1 当社は、平成23年3月31日以降(同日を含む。)、期末配当をするときは、当該期末配当に係る基準日の株主名簿に記載または記録された第7種優先株式を有する株主(以下「第7種優先株主」という。) または第7種優先株式の登録株式質権者(以下「第7種優先登録株式質権者」とい

う。)に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、第7種優先株式1株につき、40円を上限として、第7種優先株式の発行に先立ち取締役会の決議で定める額の配当金(以下「第7種優先配当金」という。)を支払う。

ある事業年度において第7種優先株主または第7種優先登録株式質権者に対して支払う剰余金の配当の額が第7種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

第7種優先株主または第7種優先登録株式質権者に対しては、第7種優先配当金を超えて剰余金の配当は行わない。

第7種優先株主または第7種優先登録株式質権者に対しては、平成23年3月31日以降(同日を含む。)に行う期末配当以外の配当は行わない。

(第7種優先株主に対する残余財産の分配)

2 当社は、残余財産を分配するときは、第7種優先株主または第7種優先登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、第7種優先株式1株につき、第7種優先株式1株当たりの払込金額相当額(以下「第7種優先残余財産分配額」という。)の金銭を支払う。

第7種優先株主または第7種優先登録株式質権者に対して第7種優先残余財産分配額の全額が分配された後、普通株主または普通登録株式質権者に対して残余財産の分配をする場合には、第7種優先株主または第7種優先登録株式質権者は、第7種優先株式1株当たり、普通株式1株当たりの残余財産分配額と同額の残余財産の分配を受ける。

(第7種優先株主の議決権)

3 第7種優先株主は、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。

(第7種優先株式の取得請求権)

4 第7種優先株主は、第7種優先株式発行に先立ち取締役会の決議で定める取得を請求し得べき期間中、当該決議で定める条件で、いつでも当会社に対して、その有する第7種優先株

式の全部または一部を取得することを請求することができるものとし、当社は第7種優先株主が取得の請求をした第7種優先株式を取得するのと引換えに、当該決議で定める条件で算出される数の当社の普通株式を、当該第7種優先株主に対して交付する。

取得と引換えに交付する普通株式の数に1株に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとし、この場合においては、会社法第167条第3項に定める金銭の交付は行わない。

(第7種優先株式の取得条項)

5 当社は、前号に定める取得を請求し得べき期間中に取得請求のなかった第7種優先株式全部を、同期間の末日の翌日以降の取締役会の決議で定める日（以下「一斉取得日」という。）が到来することをもって取得するものとし、当社は、当該第7種優先株式を取得するのと引換えに、当該第7種優先株式の払込金額の総額を一斉取得日に先立つ45取引日に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。また、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。）で除して得られる数の普通株式を第7種優先株主に対して交付する。ただし、当該平均値が第7種優先株式の発行に先立ち取締役会の決議で定める当初取得価額の80%に相当する額（以下、「下限取得価額」という。）を下回る場合には、当該平均値に代えて下限取得価額を、当該平均値が当該決議で定める当初取得価額の100%に相当する額（以下、「上限取得価額」という。）を上回る場合には、当該平均値に代えて上限取得価額をもって計算する。ただし、当該決議で定める当初取得価額が一斉取得日までに調整された場合には、下限取得価額および上限取得価額についても同様の調整を行うものとする。なお、第7種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に1株に満たない端数がある場合は、会社法第234条に従ってこれを取り扱う。

(第7種優先株式の併合または分割等)

<p>(新設)</p> <p>(優先順位)</p> <p>第16条 (条文省略) (招 集)</p> <p>第17条 (条文省略) (定時株主総会の基準日)</p> <p>第18条 (条文省略) (議 長)</p> <p>第19条 (条文省略) (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第20条 (条文省略) (議決権の代理行使)</p> <p>第21条 (条文省略) (決議方法)</p> <p>第22条 (条文省略) (種類株主総会)</p> <p>第23条 <u>第19条</u>ないし<u>第21条</u>の規定は、種類株主総会にこれを準用する。 2. (条文省略)</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第24条 (条文省略) (取締役の選任)</p> <p>第25条 (条文省略) (取締役の任期)</p> <p>第26条 (条文省略) (取締役の報酬等)</p> <p>第27条 (条文省略) (取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第28条 (条文省略) (取締役会の招集)</p> <p>第29条 (条文省略) (取締役会の決議)</p>	<p><u>6 当社は、法令に定める場合を除き、第7種優先株式について株式の併合または分割は行わない。また、当社は、第7種優先株主には、募集株式の割当てを受ける権利または募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えず、また、株式無償割当てまたは新株予約権無償割当てを行わない。</u></p> <p>(<u>第8種優先株式</u>)</p> <p>第16条 <u>当社の発行する第8種優先株式の内容は、第15条第1号ないし同第6号の規定を準用する。</u></p> <p>(優先順位)</p> <p>第17条 (現行どおり) (招 集)</p> <p>第18条 (現行どおり) (定時株主総会の基準日)</p> <p>第19条 (現行どおり) (議 長)</p> <p>第20条 (現行どおり) (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第21条 (現行どおり) (議決権の代理行使)</p> <p>第22条 (現行どおり) (決議方法)</p> <p>第23条 (現行どおり) (種類株主総会)</p> <p>第24条 <u>第20条</u>ないし<u>第22条</u>の規定は、種類株主総会にこれを準用する。 2. (現行どおり)</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第25条 (現行どおり) (取締役の選任)</p> <p>第26条 (現行どおり) (取締役の任期)</p> <p>第27条 (現行どおり) (取締役の報酬等)</p> <p>第28条 (現行どおり) (取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第29条 (現行どおり) (取締役会の招集)</p> <p>第30条 (現行どおり) (取締役会の決議)</p>
---	---

<p>第30条 (条文省略) (取締役の責任免除)</p> <p>第31条 (条文省略) (員数等)</p> <p>第32条 (条文省略) (選任)</p> <p>第33条 (条文省略) (員数)</p> <p>第34条 (条文省略) (選任)</p> <p>第35条 (条文省略) (任期)</p> <p>第36条 (条文省略) (代表執行役および役付執行役)</p> <p>第37条 (条文省略) (執行役の報酬等)</p> <p>第38条 (条文省略) (執行役の責任免除)</p> <p>第39条 (条文省略) (事業年度)</p> <p>第40条 (条文省略) (剰余金の配当等の決定機関)</p> <p>第41条 (条文省略) (剰余金の配当の基準日)</p> <p>第42条 (条文省略) (除斥期間)</p> <p>第43条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p>	<p>第31条 (現行どおり) (取締役の責任免除)</p> <p>第32条 (現行どおり) (員数等)</p> <p>第33条 (現行どおり) (選任)</p> <p>第34条 (現行どおり) (員数)</p> <p>第35条 (現行どおり) (選任)</p> <p>第36条 (現行どおり) (任期)</p> <p>第37条 (現行どおり) (代表執行役および役付執行役)</p> <p>第38条 (現行どおり) (執行役の報酬等)</p> <p>第39条 (現行どおり) (執行役の責任免除)</p> <p>第40条 (現行どおり) (事業年度)</p> <p>第41条 (現行どおり) (剰余金の配当等の決定機関)</p> <p>第42条 (現行どおり) (剰余金の配当の基準日)</p> <p>第43条 (現行どおり) (除斥期間)</p> <p>第44条 (現行どおり)</p> <p><u>附則</u></p> <p>第1条 当会社の株券喪失登録簿の作成および備置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</p> <p>第2条 前条および本条は、平成22年1月5日まで有効とし、平成22年1月6日をもって前条および本条を削るものとする。</p>
---	--

以上